

新型コロナワクチン 令和5年秋開始接種が始まります

※8月31日現在の情報をもとに作成しているため、急遽変更となる場合があります。

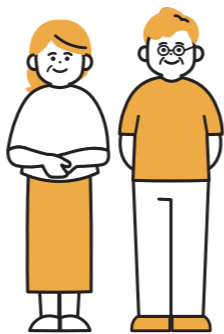


市ホームページ

☎ 新型コロナウイルス感染症対策室 ☎75・6676

市では、**9月25日(月)**から市内医療機関での個別接種、
9月30日(土)から市施設での集団接種(土日実施)を開始します。

対象となる方には、市から接種券またはハガキを順次発送します。
予約方法などの詳細は、届いた接種券やハガキをご確認ください。



接種期間 令和6年3月31日(予定)まで

対象者 初回接種を完了した生後6か月以上の全ての方

接種費用 無料

使用ワクチン オミクロン株XBB.1.5*対応1価ワクチン(ファイザー社製またはモデルナ社製)
※XBB.1.5…現在流行しているオミクロン株の一種

接種間隔 前回接種から3か月以上(予定)

新型コロナワクチンのお問い合わせはコールセンターへ

上田市新型コロナワクチンコールセンター ☎0570・079・567 (ナビダイヤル) ☎0268・75・7181
(9:00~17:00 ※土日祝日を除く)

人間ドック・脳ドックの補助制度をご利用ください

市では、市民の皆さまの健康保持や病気の早期発見のため、人間ドック・脳ドックの検査費用の一部を補助しています。

対象 市内に住所を有する方で以下に該当する方(同一年度内に人間ドック・脳ドックどちらか一方)

◆人間ドック…検査時に35歳以上の方

◆脳ドック…令和5年度内に35・40・45・50・55・60・65・70・75歳になる方

補助額

検査時加入健康保険	日帰りドック	一泊二日ドック	脳ドック
上田市国保・後期高齢者医療制度	13,000円	25,000円	13,000円
社会保険 など*	10,000円	22,000円	13,000円

*加入保険や事業所からの助成がある場合、その助成額を差し引いて補助します。また、令和6年度から補助額が変更になります。

補助要件・申請手続き

市ホームページを確認していただくか☎へお問い合わせください。

☎ 国保年金課(国民健康保険加入者) ☎75・6681
健康推進課(後期高齢者医療制度・社会保険加入者) ☎28・7124

市ホームページ



10月は 乳がん月間

受けましょう 女性のがん検診

がんは「早期発見・早期治療」により治る可能性が高まるとされています。乳がんや子宮頸がんなどの女性のがんも、若い世代からがんについて知り、検診を受けることが有効です。

■ 女性のがんとは？

☎ 健康推進課 ☎28・7124

乳がんは、日本人女性のがんで一番多く、30代から増加傾向となり、9人に1人がかかると言われています。また、子宮頸がんは20代後半から増加傾向で、いずれも女性にとって身近な病気です。がんは一般的に高齢者に多いとされますが、20代後半から50代前半まで、女性のがん罹患率は男性を上回ります。育児や仕事を理由に忙しいからといってがん検診を後回しにしないことが早期発見・早期治療のために大切です。

■ 定期的ながん検診が大切です！

市では、20歳から子宮がん検診、30歳から乳房検診を受診できます。定期的な検診が何より重要ですので、ぜひご利用ください。詳細は市ホームページまたは4月に各戸配布した「各種検診のご案内」をご覧ください。

また、乳がんはセルフチェックも大切です。検診受診とセルフチェックの両方を行うことをお勧めします。気になる変化を見つけたらすぐに外科、または乳腺専門の医療機関を受診しましょう！



各種検診のご案内

アピランスケア用品の購入費用の一部を補助します

がんやがん治療の副作用による脱毛や乳房の喪失といった外見の変化へのケアを「アピランスケア」と言います。市ではこうしたがん患者の方の外見の変化による心理的負担を軽減するために、アピランスケア用品(ウィッグや乳房補整具など)の購入費用の一部を補助します。申請方法などの詳細は市ホームページをご覧ください。

■ 対象者(以下の要件を全て満たす方)

- 補助金の交付申請日に市内に住所を有する方
- がんと診断され、がんの治療を受けたことがある、または現在受けている方
- 令和5年4月1日以降に対象となる補整具などを購入した方

アピランス
ケア用品
購入費補助金



多様性を尊重した共生社会を実現しよう！

～どこでも誰とでも意思疎通できる社会へ～

手話言語の普及と多様なコミュニケーション手段の利用を促進します

世界中のろう者が、どこでも手話言語でコミュニケーションできる社会へ！

9月23日は、2017年(平成29年)に国連が定めた「手話言語の国際デー」です。手話言語が音声言語と対等であることを認め、ろう者の人権が完全に保障されるよう国連加盟国が社会全体で手話言語についての意識を高める手段を講じることを促進することとされています。また、9月の最後の1週間を「国際ろう者週間」と定め、普及啓発活動が行われています。

市では『うえだ手話言語・情報コミュニケーション条例』を制定しています

(正式名称：上田市手話言語の普及及び視聴覚障害者等の意思疎通手段等の利用促進に関する条例)

市では、2020年(令和2年)7月1日に、「うえだ手話言語・情報コミュニケーション条例」を制定しました。

手話言語の普及と、障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段が日常生活で当たり前のように利用される環境整備を推進することで、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目指しています。

皆さんも手話をはじめとする多様なコミュニケーション手段に親しんでいただき、障がいのあるなしに関わらず、どこでも誰とでも意思疎通できる社会を目指し、理解を深めていきましょう。

☎ 障がい者支援課 ☎23・5158



INTERNATIONAL DAY OF SIGN LANGUAGES



INTERNATIONAL WEEK OF DEAF PEOPLE



市ホームページ